

香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

令和8年9月定例議会 議第38号 参考資料

改 正 案		現 行	
別表（第2条関係） 報酬額		別表（第2条関係） 報酬額	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
1 ） 略 45	略	1 ） 略 45	略
46 香芝市いじめ防止対策 委員会の対策委員及び専 門委員	会議 日額 <u>16,000円</u> 陳述の聴取、書類作成等 30分 （30分未満の端数が生じたとき は、これを30分とする。）当たり <u>4,000円（弁護士又は医師の委員に あつては、5,500円）</u>	46 香芝市いじめ防止対策 委員会の対策委員及び専 門委員	会議 日額 <u>12,000円</u> 陳述の聴取、書類作成等 30分 （30分未満の端数が生じたとき は、これを30分とする。）当たり <u>4,000円</u>
47 香芝市いじめに関する 重大事態再調査委員会再 調査委員	会議 日額 <u>16,000円</u> 陳述の聴取、書類作成等 30分 （30分未満の端数が生じたとき は、これを30分とする。）当たり <u>4,000円（弁護士又は医師の委員に あつては、5,500円）</u>	47 香芝市いじめに関する 重大事態再調査委員会再 調査委員	会議 日額 <u>12,000円</u> 陳述の聴取、書類作成等 30分 （30分未満の端数が生じたとき は、これを30分とする。）当たり <u>4,000円</u>
48 略	略	48 略	略
備考 略		備考 略	